

「大気汚染防止法施行規則及び水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案」 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

I. 概要

「大気汚染防止法施行規則及び水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成23年1月24日（月）～平成23年2月22日（火）
- ・告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

II. 意見の提出状況

○意見提出者数：16団体・個人

| | 意見提出者数（団体・個人） | |
|-------------|---------------|-------------|
| | 大気汚染防止法施行規則 | 水質汚濁防止法施行規則 |
| 事業者団体 | 1 | 3 |
| 民間事業者 | 1 | 5 |
| 地方自治体 | 2 | 6 |
| 市民団体・その他の団体 | 0 | 0 |
| 個人 | 0 | 2 |
| 合計 | 4 | 16 |

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

※大気汚染防止法施行規則への意見提出者は、水質汚濁防止法施行規則に対しての意見も提出している。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：43件）

大気汚染防止法施行規則に関する意見：7件

水質汚濁防止法施行規則に関する意見：36件

III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

（大気汚染防止法施行規則に関する意見とこれに対する考え方：別紙1）

（水質汚濁防止法施行規則に関する意見とこれに対する考え方：別紙2）

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 排出基準等の適用を受けるばい煙について測定する旨を明確化することについて

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|--|----|---|
| 1 | 排出基準の適用が猶予されているばい煙発生施設については測定を実施する必要はないものと解釈してよいか。測定義務の発生する施設をより明確化するため、必要最低回数を別表で示して頂きたい。 | 1 | 法第16条の測定について、ばい煙排出者が排出基準等を遵守するために義務付けていますので、排出基準の適用が猶予されているばい煙について測定を実施する必要はありません。 測定義務の発生する施設については、ばい煙の排出基準について定めてある施行規則別表第2～第3の2に、測定回数については施行規則第15条に規定していることから、必要最低回数を別表で示す必要はないものと考えます。 |
| 2 | 硫酸酸化物排出量が10m3N/時未満の硫酸酸化物測定義務の免除について引き続き認めるべきである。 | 1 | 硫酸酸化物排出量が10m3N/時未満のばい煙発生施設の硫酸酸化物測定義務の免除について引き続き規定します。 |

2. 計量証明書の記録をもって、様式第七の記録に代えることができることについて

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|--|----|---|
| 3 | 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要2.(2)中「同様の事項の証明なされた場合」とは具体的にはどのようなことを示すのか。例えばそれ自体が計量証明の対象外であるが、計量証明書に「併記されている」または「計量証明事業者による計算結果等が添付されている」ことでみなすことができると理解してよいか。 | 1 | 計量証明書に排出基準値との比較に必要な事項が記載されていれば、「同様の事項が証明された場合」に該当します。計量証明書に「併記されている」または「計量証明事業者による計算結果等が添付されている」ことにより、排出基準値との比較ができる場合には、「同様の事項が証明された場合」とみなすことができます。 |

3. 硫酸酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有量の測定について

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|---|----|--|
| 4 | 硫酸酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有量の測定については、現行どおり、義務付けの対象とすべきである。 | 1 | 現行において、法第16条で、「ばい煙排出者は(中略)ばい煙量又はばい煙濃度を測定し」とされており、硫黄含有量は、「ばい煙量又はばい煙濃度」ではないことから義務付けの対象外としているところです。また、今般の改正により、罰則が適用されることから、義務付けの対象外とします。 |

4. その他全般的意見

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|------------------------------------|----|--|
| 5 | その他技術的な修正について明記すべきである。 | 1 | 施行規則別表第7の改正等が該当するものと考えます。 |
| 6 | 具体的な改正内容が不明である。改正原案の新旧対照表を示すべきである。 | 1 | 意見募集にあたっては、省令の改正案について具体的にお示ししていると考えています。 |
| 7 | 都道府県等へは別途詳細に協議すべきである。 | 1 | 都道府県等との協議は、別途行っております。 |

「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 測定項目について

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|---|----|---|
| 1 | 報告書p3では、原材料等に含まれることにより、意図せず排出されるおそれがある項目については、測定義務は生ずるが、定期的な測定は必要ないとされているが、原材料由来であっても、通常、排出水に含まれることが想定される場合は、定期的な測定義務が生ずることを明確にしていきたい。 | 1 | 水質汚濁防止の取組促進方策検討会報告書(以下「報告書」という。)P3の記述は、工場・事業場内で貯蔵されているものに含まれる物質についても必要に応じて測定することが適当であることを示しているものであり、特定施設で使用される原材料に含まれ、排出水中に含まれるおそれのあるものは、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4(以下「届出様式」という。)に記載し、年1回以上の測定が必要となります。 |
| 2 | 過去に法第5条及び法第7条の届出がなされ、その後、排水基準に追加(硝酸性窒素等)又は排水基準が適用(窒素含有量や燐含有量に係る規制対象湖沼の追加)となった項目についての取扱いをどのようにすべきか、施行通知等で示していきたい。 | 1 | 排水基準項目が追加等された場合には、必要に応じ水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)第7条に基づく変更の届出がなされ、変更後の届出様式に記載のある項目について年1回以上の測定を行うこととなります(同趣旨については施行通知にも記載します)。 |
| 3 | 届出対象施設に係る業種が多く、十分な知見を有していないのが現状であるため、今後、通知等により、どのような特定施設を有する特定事業場からどのような物質が排出されるおそれがあるか、示していきたい。 | 1 | 同じ業種であっても使用する原材料や製造工程等により排出水に含まれるおそれのある物質は異なることもあり、一概に特定施設毎に排出される項目について示すことはできません。そのため、今回の省令改正においても年1回以上の測定を義務付ける項目については工場・事業場に設置されている特定施設の種類毎に設定するのではなく、届出様式に記載された項目としたところです。 |
| 4 | 指定地域に設置されている指定地域内事業場は、法第14条第2項及び水質汚濁防止法施行規則(以下 規則)第9条の2により特定排出水のCOD、T-N、T-Pの測定義務がある。これらの事業場では負荷量削減のため、特定排出水に対して一律排水基準より厳しい基準を課しており、その基準を満たす限り、冷却水等で希釈された後の排出水を測定しても、一律排水基準に適合していることは明白である。 よって、指定地域内の事業場については、特定排出水を測定する限り、年1回の排出水の測定についてこれらの項目は省略して良いのではないかと。 | 1 | 特定排出水の測定結果が排水基準に適合しており、当該特定排出水が公共用水域へ排出されるまでの間において生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量の汚染状態が悪化しないことが明らかである場合には、特定排出水の測定結果を当該特定排出水に係る排出水の測定結果(特定排出水の測定結果以下)として取扱うことが可能と考えます。ただし、測定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」によらなければならないことに留意してください。 |
| 5 | 海水を間接冷却に利用し海域に排出する場合や、温泉水を利用する場合等、利用する原水の水質が比較的安定し、利用過程で規制対象物質の濃度が殆ど変化しないものに係る排水については、原水水質の確認の結果、排水基準超過のおそれが認められない場合は、具体的な測定頻度の適用は除外するものとされたい。 | 1 | 届出様式に記載された項目については、年1回以上の排出水の測定の汚染状態を把握することによって、排水基準の遵守を確認することが義務付けられるものであり、原水の測定によって一概にその義務を免れるものではないと考えています。 |
| 6 | 特定施設の設置の届出及び変更の届出において、「排出水の汚染状態」の欄中「種類・項目」の欄に記載した有害物質及び生活環境項目のうち、使用実態及び排出実態がなく、NDなどと記載している項目については、測定を実施する必要はないと解釈してよいか。 | 1 | 特定施設で原材料に含まれて使用等されておらず排水実態もないなど、排出水に含まれるおそれのない項目は、届出様式に記載する必要はありません。従って、これらの項目については必要に応じ測定することとなります。 |
| 7 | 雨水のみを排出する排水口については、報告書でも測定免除を示唆されていることから、施行規則においても測定免除を追加して明記すべきと考える。 | 1 | 各排水口毎に届出様式で届出られている項目について年1回以上の測定が義務付けられることとなります。そのため、雨水のみを排出する排水口で届出様式に汚染状態の記載がないものについては、年1回以上測定が義務付けられた項目がないということとなります。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 8 | その他の「種類・項目」や「種類」については、必要に応じて行うこととあるが、施行規則様式第1の別紙4又は別紙9に測定すべき項目を記載するので、当該規定は不要であり、削除すべきである。 | 1 | 事業者は全ての項目について排水基準等を遵守する義務を負っており、常に、排水又は特定地下浸透水(以下「排水等」という。)の汚染状態に注意し、汚染状態を把握していることが必要です。そのため、その他の「種類・項目」、「種類」についても必要に応じ測定することになります。 |
| 9 | 汚染状態の測定に関しては、規則様式第1別紙4備考の「排水基準に定められた事項」の捉え方について、明確な基準の提示を行って欲しい。 | 1 | 届出様式には、当該特定事業場に適用される排水基準項目(有害物質及び生活環境項目)のうち、排水に含まれるおそれのある項目について記載する必要があります。 |
| 10 | 規則別紙4備考に「排水基準に定められた事項について記載すること」とされているため、本来は排水基準が定められている項目全てが当欄に記載されているはずである。よって当欄に記載されている項目全てを測定義務対象とすることは、排出等のおそれがある項目のみ測定を求めるとい趣旨に合わない。 | 1 | 届出様式には、通常、排水に含まれてない項目についてまで記載する必要はありません。同趣旨については今後施行通知でも明らかにしていきたいと考えております。 |

2. 測定頻度について

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|---|----|---|
| 11 | 水処理は原水の変動、水処理施設の稼働状況に変動がある。年1回では、この変動は捉えきれない。大気汚染防止法の年2回、水道法の3ヶ月に1回に比べて、頻度が少なすぎる。 | 1 | |
| 12 | 汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻の試料で年1回の検査で良いという考え方は成り立たない。頻度を多くするのが現実的である。 | 1 | 国が定める測定頻度は、全特定事業場に対して一律に適用される最低限の測定義務であり、地方自治体が条例で上乗せの測定義務を設けることが可能であることを省令で明記しています。 |
| 13 | 1年に1回以上という規定では、測定頻度の規定がなかった現在の施行規則と大差ない。中小企業に配慮することは頷けるが、だからといって大企業まで同じ年1回だけの測定では問題があるのではないかと思う。排水量に応じて頻度も年に1回以上から月に1回程度まで変えた方がいいのではないか。 | 1 | |
| 14 | 一年の期間内に排水を断続的に排出し、この期間内に1回以上測定なのか、排水を断続的に排出する期間を累積したものが一年となり、この期間内に1回以上測定なのか不明瞭。 | 1 | 測定頻度が明確となるよう、「1年に1回以上」、「3年に1回以上」と記載を改めました。 |
| 15 | 排水基準が適用されない項目について当該項目の自主測定義務はないため、排水基準が適用される項目については温泉旅館についても、他同様、年一回の測定を義務づけるべき。仮に、温泉成分が比較的安定していることをもって、排水基準が猶予されていない温泉旅館の測定頻度を軽減するのであれば、pHは、浄化槽の管理上重要な項目であり、その管理状況によっては水質変動も大きいこと、温泉排水が浄化槽に流入しない場合もあることから、浄化槽排水を排出する排水口については、他と同様、年一回の測定義務を課すことが必要である。 | 1 | 旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する事業場からの排水については、その特殊性から一部の温泉成分について排水基準の適用が猶予されていることに鑑みて一部の項目の測定頻度を3年に1回以上としました。 |
| 16 | 温泉を利用する旅館業から排出される排水水について、ヒ素をはじめとする様々な物質を測定することとなっているが、旅館業営業者に対する打撃・混乱が大きすぎることから、この測定は当面の間測定しないよう明記すべきである。 むしろ、真に公共用水域等への影響を考えるならば、温泉排水に特化した対策法等を作るべきであり、測定の義務付けはそれまで猶予すべきである。 | 1 | |

3. 上乗せ条例について

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|--|----|--|
| 17 | 生活環境項目(pH,BOD,COD,SS,T-N,T-P)については、雨水や冷却排水等のみの排水口を除き、当該特定事業場に、排水基準が適用される場合は、定期的な測定義務が生ずることになること、また、排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき定められた上乗せ排水基準が設定されている場合は、その排水基準であることを、施行通知等の中で明確にしていきたい。 | 1 | 水濁法第3条第3項の定めにより50m ³ 未満の特定事業場に対して生活環境項目の排水基準を適用をしている場合は、当該事業場はこれまでどおり当該項目について水濁法第14条第1項に定める測定義務があり、今回の改正による測定回数の規定も適用されず(同趣旨については施行通知にも記載します)。 |
| 18 | 生活環境項目については、各自治体の上乗せ条例により、1日あたりの平均的な排出水の量が50立方メートル立米未満のものについても排水基準を設けている事例がある。そのようなものに係る測定頻度は、上乗せ排水基準を設けた各自治体で判断すべきと考えるため、法では50立方メートル以上のものについてのみ測定頻度を定めるものとされたい。 | 1 | |
| 19 | 地方自治体の条例により、測定回数の上乗せができることとなっているが、水質汚濁防止法施行令第10条に規定する市の行政区域については、当該市の条例による規定が必要であり、都道府県条例では、当該市の行政区域の特定事業場について除くこととなるのか。 | 1 | 水質汚濁防止法施行令第10条に定める市(以下「水濁法政令市」という。)において条例が制定されておらず、都道府県が条例を制定した場合は、水濁法政令市内の特定事業場に対しても当該都道府県条例が適用されます。 ただし、都道府県又は水濁法政令市が新たに条例を制定しようとする場合であって、既に水濁法政令市又は都道府県の条例が制定されている場合については、適用範囲の明確化など、両者の間での調整又は条例の改正等が必要と考えています。 |
| 20 | 条例で定める測定回数について、都道府県ごとに著しい差が生じないように、通知等で指導していただきたい。 | 1 | |
| 21 | 地方自治体の測定の頻度は国で定める頻度以上に条例で規定できることが可能だが、測定の頻度の上限は規定されていないので、適正な頻度となるよう指導していただきたい。 | 1 | 都道府県及び水濁法政令市における条例制定の際に、適切に判断されるものと考えています。 なお、報告書では、「測定義務・記録義務を実効あるものとするためには、事業者及び地方公共団体の双方の公害防止体制の意思の疎通の共有が重要である。」とされているところです。 |
| 22 | 地方自治体において、測定の頻度を条例で定める場合には、行政と事業者に齟齬が生じないように測定の項目・頻度が明確になる制度とすること、また、適切な測定項目・測定頻度となるよう対象とすべき項目の考え方を明示すること、また測定の頻度の上限は規定されていないので適正な頻度となるよう指導していただきたい。 | 1 | |

4. 測定のタイミングについて

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|--|----|--|
| 23 | 「最も悪いと推定される時期及び時刻」というのは、推定とはいえ特定し難く、事業者と地方自治体とに無用の議論を生む可能性がある。そのため、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻を行うことを、「削除」もしくは、「最も悪いと推定される時期及び時刻」を「汚染の状態が適切に評価できる時期および時刻」と修正していただきたい。 | 1 | 排水等が排水基準等に適合しているかどうかを判断するためには、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に測定を行うことが必要と考えています。 |

5. 記録保存対象について

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|---|----|--|
| 29 | 水質測定に関する保存義務対象の具体例があげられているが、これらすべての対象を網羅的に保存するというのではなく、今回の法改正の目的に適合する項目について最低限の確認ができるような対象を保存することとして御指導いただきたい。 | 1 | |
| 24 | ①試料採取記録について、 ・観察事項では天候を追加し、感覚的な「にごり、色」は悪戯に記載事項を増やすのみで削除が適当。 ・試料保存方法は分析部署が別の場合があり、分析部署に渡すまでとし、分析部署での保管方法記録を別に明記が適当。 ②測定野帳チャート類について、 ・機器測定条件では「計算結果表への記録で可とする」を追加願いたい。 ・感熱紙が使われており、保存上の注意事項を追加が適当。 ・天秤の記録等は、単にメモとして出力して(計算結果表に記録前)いる物が有り、どのサンプルか記載スペースも無く(単に数値の印字のみ)、対象外とするのが適当。 | 1 | これまでは、水質汚濁防止法施行規則様式第8の水質測定記録表(以下「記録表」という。)のみの保存が義務付けられていましたが、測定データの改ざんなどによる事業者の不正行為を受けて行われた先般の水濁法改正の背景を踏まえ、今回の省令改正で、測定結果の透明性を確保するため、記録表に加え、通常、測定に伴い作成されるチャート等の資料も保存することを義務付けることとしました。なお、報告書表4の具体例について網羅的に保存を求めるものではなく、測定結果の妥当性を検証できる資料について保存することが必要となります。 |
| 27 | 記録の保存対象について、施行規則様式第8による水質測定記録表のみとし、測定に伴い作成したチャート類(分析装置から出力されるもの等)は除外していただきたい。 | 1 | |
| 25 | 排水を排出しないことにより測定をせず、保管すべき記録が生じない場合の取扱いを明確にしていきたい。 | 1 | 水濁法第5条の届出は、公共用水域に水を排出する者及び地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透される者に対して義務付けているものですが、仮に、届出様式に項目がない場合は、当該事業者が年1回以上の測定が義務付けられた項目はないと考えます。 |
| 26 | 浸透しないことにより測定をせず、保管すべき記録が生じない場合の取扱いを明確にしていきたい。 | 1 | |
| 28 | 報告書の計量証明書等の「等」について具体的に教えていただきたい。 また、省令案の概要における記録の保存対象は、「水質測定記録表に加え、測定に伴い作成したチャート等」とのことであるが、外部委託における保存対象は、報告書のとおり、計量証明書の発行に至るまでのチャート類ではなく、計量証明書であるとの理解でよいか。 また、「チャート等」の「等」は具体的に何を指すのか。水質汚濁防止の取組促進方策検討会報告書(表4)に記載されている、試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類のことか。 なお、計量証明事業所ではない事業所へ測定を外部委託する場合、記録の保存対象はどうなるのか。 | 1 | 報告書にある計量証明書等の「等」とは、試料採取記録を示しています。 また、計量証明事業所へ委託した場合は、計量証明書の保存が必要であり、計量証明書の発行に至るまでのチャート等は必要ありません。 なお、チャート等の「等」とは、計量証明書の他、試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類のことをいいます。なお、報告書表4の具体例について網羅的に保存を求めるものではなく、測定結果の妥当性を検証できる資料について保存することが必要となります。 計量法第107条のただし書にある機関が測定を実施した場合は、記録表とともに、当該機関が発行する分析書を保存することとなります。 |

6. その他全般的意見

| 番号 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|----|--|----|--|
| 30 | 測定を外部に委託する場合は、計量証明事業所に委託しなければならないことを義務づけるとともに、計量法第107条ただし書に該当する事業者への委託については可能となるようにして頂きたい。 | 1 | 他人から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行う場合には、計量法第107条に規定する登録(同条ただし書を除く)を必要とし、当該登録を受けた者に限り計量法第110条の2第1項に定める証明書を交付することが可能であり、今回の省令で外部へ委託する際の委託先について規定する必要はないと考えています。 なお、計量法第107条ただし書の機関が発行する分析結果についても、御意見を踏まえ、上記証明書と同等に扱うことができるとしました。 |
| 31 | 計量結果の信頼性を保つために採水は計量業者が行うべきであり、「計量証明は計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者が採水した証明に限る」を加える。 | 1 | 水濁法の改正で水濁法第14条第1項の測定に対して罰則が設けられたこと、また、今回の省令改正で保存対象を測定に伴い作成したチャート等まで広げる措置を講ずることにより、事業者にて適正な採水・分析が行われると考えています。 |
| 32 | 記録の保存対象に計量証明に係る証明書が含まれていることから、計量法第107条の登録を受けていない事業者が水質汚濁防止法に基づく測定方法(公定法)によって測定する場合は、保存が必要な記録を揃えられない。 計量証明事業者以外の事業者であっても、公定法に基づく測定を行えるようにしていただきたい。 | 1 | 水濁法第14条第1項の測定は、計量証明事業者でない事業者が自ら排出水を測定することも可能です。今回の省令改正では、保存対象としてこれまで義務付けられていた記録表とともに、事業者が自ら測定した場合はチャート等の資料、計量証明事業者が測定した場合は計量証明書の保存を義務付けるものです。 |
| 33 | 既存の届出書に係る事業場に対して、測定義務の対象となる項目の考え方に関しては当分の間、適用除外として欲しい。 | 1 | 水濁法第14条の測定は、これまでも同法にて義務付けられていたものであり、事業者においては適切に排水等の汚染状態の測定がなされていると考えており、排水等に含まれるおそれのある項目の測定頻度も年1回以上ということを踏まえれば、当分の間適用除外とする必要はないと考えている。 |
| 34 | 具体的な改正内容が不明である。改正原案の新旧対照表を示すべきである。 | 1 | 意見募集にあたっては、省令の改正案について具体的にお示ししていると考えています。 |
| 35 | 都道府県等へは別途詳細に協議すべきである。 | 1 | 省令の改正案は、地方自治体関係者を含めた検討会(水質汚濁防止の取組促進方策検討会)での検討結果を踏まえたものであり、地方自治体の御意見も踏まえたものと考えています。 |
| 36 | 排水を塩素などによる消毒をし、その記録を行うという事柄を付け加えていただきたい。 | 1 | 今回の省令改正は、測定項目及び測定頻度等の規定に係る内容であり、御意見は今後の業務の参考させていただきます。 |